

記入見本

帰国・管轄外転出届

提出日： 西暦 2014年 1月 20 日

氏名	ローマ字	(Surname) GAIMU	(Given name) ICHIRO	(生年月日) 西暦 1970年 2月 28日
	漢字	(姓) 外務	(名) 一郎	
帰国か転出に○を付してください		帰 <input type="radio"/> 国 ・ 転 出		
帰国・転出 年月日		西暦 2014 年 2月 1日		
同行	ローマ字	(Surname) GAIMU	(Given name) HANAKO	(生年月日) 西暦 1975年 6月 2日
	漢字	(姓) 外務	(名) 花子	
	ローマ字	(Surname) GAIMU	(Given name) KYOKO	(生年月日) 西暦 1997年 7月 25日
	漢字	(姓) 外務	(名) 京子	
	ローマ字	(Surname) GAIMU	(Given name) SABURO	(生年月日) 西暦 2002年 9月 17日
	漢字	(姓) 外務	(名) 三郎	
	ローマ字	(Surname)	(Given name)	(生年月日) 西暦 年 月 日
	漢字	(姓)	(名)	

(1) 提出は郵送、FAX、メール、持参いずれでも結構です。

郵送の場合：100600 北京市朝陽区亮馬橋東街1号 日本大使館領事部「在留届」係

FAXの場合：010-6532-9284

Mailの場合：ryoji@pk.mofa.go.jp

(2) 当館で印鑑登録された方が転出されますと、その印鑑登録は届け出あるいは職権により抹消されます。

(3) 在外選挙関係

①帰国の場合

既に取得している在外選挙人証は、帰国後市区町村役場で転入届を行った後、3ヶ月間は保管していただきます。帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間（転入届提出後三ヶ月）に選挙がありましたら在外選挙人証を提示して投票することができます。

必要書類及び投票方法については、登録された選挙管理委員会に事前に確認してください。

②管轄外へ転出の場合

在外選挙人証は有効ですが、新任地着任後、住所が確定し次第在外選挙人証記載事項の変更手続きを行ってください。